

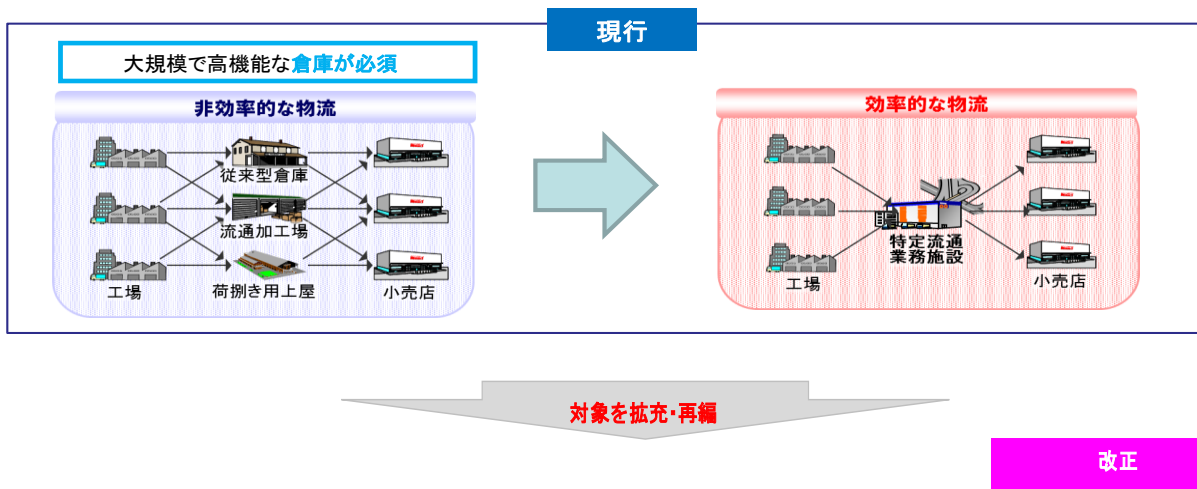
物流部門における環境負荷の軽減

物流総合効率化法による物流効率化の推進

- 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」の一部改正による物流効率化の更なる推進
- 【継続】交通政策部

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下、「物効法」）は、平成 17 年 10 月に施行されました。輻輳する輸送網の集約、輸配送の共同化や長距離・大量輸送効率化に優れた輸送機関へのモーダルシフトを図るなどの取組みにより、物流を総合的かつ効率的に実施し、物流コストの削減や環境負荷の低減を図る事業者に対しその計画の認定を行い、支援措置を講じてきたところです。

最近の物流分野の労働力不足への対応を強力に推進するため物効法の一部を改正（平成 28 年 5 月 13 日公布）し、2 以上の者の連携を前提に、更なる物流ネットワーク全体の省力化・効率化を図るため、多様な取組みへと対象を拡大します。



二以上の者の連携を前提に、輸送の効率化や共同化、輸送と保管の連携など、様々な取組みを対象にできるよう、枠組みを柔軟化

**モーダルシフト**  
大量輸送が可能で環境負荷の少ない鉄道・船舶も活用した輸送

異業種の複数荷主が連携して必要な貨物量を確保し、貨物列車を運行

**地域内配送共同化**  
他社との混載や運行頻度の改善等、各社それぞれで行っていた輸送の共同化により、過疎地域内のムダのない配送を実現

輸送機能と保管機能の連携

総合物流保管施設にトラック営業所併設、予約システム導入等の輸送円滑化措置を講じ、待機時間のないトラック輸送を実現

○輸送、保管、荷さばき、流通加工を一体的に行う総合的な物流施設

○流通加工：商品のラベル貼り、箱詰め、部品等の簡易な組み立て等

○トラック営業所又はトラック利用センターを導入し、物流施設

○トラック予約及びシステム

○トラックドライバーが、物流施設内の作業を把握して、到着時間を事前に告知し、スムーズに作業を進められる

○高速道路のインターチェンジ等の主要交通インフラに近接

| 支 援 措 置   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <b>1. H28 予算</b><br><br><b>【一般会計：38 百万円】</b><br>○ モーダルシフト等推進事業<br>・ 計画策定経費補助<br>・ モーダルシフト等運行経費補助<br><br><b>【エネルギー対策特別会計：37 億円】</b><br>○ 物流分野における CO <sub>2</sub> 削減対策推進事業<br>・ シャーシ・コンテナ、共同輸配送用車両等の購入補助 | <b>2. 税制上の特例</b><br><br>※税制大綱において、物流総合効率化法の改正を前提に次の措置を講じることとされている。<br><br><b>① 輸送連携型倉庫の建物整備</b><br>(所得税・法人税 5 年間割増償却 10%)<br>(固定資産税・都市計画税 5 年間倉庫 1/2 付属設備 3/4)<br><br><b>② 旅客鉄道による貨物輸送</b><br>・ 貨物用車両<br>・ 貨物搬送装置<br>(固定資産税 5 年間 2/3 等) | <b>3. 立地規制に関する配慮</b><br><br>・ 市街化調整区域の開発許可の配慮等           | <b>6. 事業開始における手続き簡素化</b><br><br>・ 新規路線での貨物鉄道の運航、カーフェリーの航路新設の許可みなし<br><br>・ 自社貨物に加え、他社の貨物輸送も請け負う場合のトラック事業の許可のみなし<br><br>・ 過疎地等の地域内配送の共同化のための軽トラック事業届出みなし<br><br>・ 自家用倉庫を輸送連携型倉庫に改修して他業者に共用する際の倉庫業の登録みなし 等 |
|   |   | <b>4. 中小企業者に対する支援</b><br><br>・ 中小企業信用保証協会による債務保証の上限引き上げ等 |  |
|   |   | <b>5. 食品生産業者等に対する支援</b><br><br>・ 食品流通構造改善促進機構による債務保証 等   |  |

### 【27 年度実績】

27 年度においては総合効率化計画 2 件の認定を行いました。  
これにより中国運輸局管内の認定実績は 17 件になりました。

### 【27 年度実績に対する評価】

27 年度に認定した 2 件の CO<sub>2</sub> 排出量を削減する計画は、合計年間約 650.1t の削減となっており、環境負荷の低減が図られています。認定実績 17 件全体の CO<sub>2</sub> 排出量削減計画は 2,072.7 t となりました。

平成 17 年 10 月の法施行後、継続した広報・啓発の取組みを通じ、着実に認定実績は増加していますが、今後も制度の広報・啓発を継続して行うとともに、総合効率化計画の認定を通じて、物流効率化の一層の推進を図る必要があります。

### 【28 年度施策】

自治体や関係団体へ改正法の広報・啓発を行うとともに、輸送の効率化や共同化を検討している事業者へ積極的に関わり、総合効率化計画認定件数の増加を図ることにより、更なる物流の省力化・効率化を進めます。